

令和8年度

第4回東かがわ市農業委員会議事録

令和8年7月21日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月21日（火）午後1時30分から午後2時17分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員（16名）

会長	1番 田村 照栄	10番 黒川 義明
職務代理	2番 砂川 哲也	11番 青木 大明
	3番 三谷 博計	12番 安部 哲弘
	4番 山本 一郎	13番 三井 和彦
	5番 田中 稔	14番 松井 委昭
	6番 笹井 慎也	15番 田中 卓臣
	7番 松枝 孝幸	16番 池田 正志
	8番 榎本 貴之	17番 松岡 由美

4. 欠席委員（1名）

9番 藤本 輝華

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

第2 報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による変更許可申請について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について
議案第8号 青年等就農計画認定に係る意見聴取について
議案第9号 地域計画変更申出に係る意見聴取について

第3 その他

8月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

鷺見 吉保 塩田佐知子 安部 俊貴 田中 亘

7. 農林水産課

黒田 寛子

8. 会議の概要

事務局長	こんにちは。それでは、ご案内の時間がまいりましたので、ただいまより令和8年度第4回東かがわ市農業委員会を開催いたします。 本日の資料ですが、先日タブレットにお送りいたしました議案書及び議案書資料になります。机の上なんですけど、8月の20日に開催いたします農地パトロールの研修のご案内が入っておりますでしょうか。それと、2つ目ですが、農政情報の7月10日号、皆さんありますでしょうか。あと、熱中症対策のほうで、7月から9月は夏の熱中症等声かけ期間ですのチラシがございますでしょうか。 本日ですが、藤本輝華委員から欠席のご連絡を頂いております。 それでは、始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
会長	～会長あいさつ～ 今月は、報告案件1件と議案が9件ございます。また皆様方にご審議を承りましてご決定いただきますよう、ご協力のほうよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。また、以後、議案につきましては着座にて進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。 それでは、日程に基づいて進めさせていただきます。日程第1、署名委員の指名でございます。恒例でございますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。本日の署名委員は、5番田中稔委員、6番笹井慎也委員、どうぞよろしくお願いをいたします。 続きまして、日程第2、報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について、今月4件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について、ご説明いたします。議案書は1ページから2ページになります。今月は4件のご報告がございます。 はじめに申請番号1番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■を含みます田2筆、合計面積は2,096平方メートルになります。令和4年12月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、借り手変更のため合意解約となります。 続きまして、申請番号2番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■を含みます田2筆、合計面積は2,568平方メートルになります。令和3年12月から6年の期間で使用貸借権

	の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約となります。次案件は既に決まっており、申請は翌月以降となります。 続きまして、申請番号3番、貸し手、■■■、■■■様、借り手、■■■、■■■様。申請地は■■■を含みます田2筆、合計面積は1,186平方メートルになります。令和元年12月から12年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、獣害被害のため合意解約となります。 最後に、申請番号4番、貸し手、■■■、■■■様、借り手、■■■、■■■様。転貸人は、公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■を含みます田2筆、合計面積は1,380平方メートルになります。令和7年8月から10年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、転用のため合意解約となります。なお、申請は翌月以降となります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	報告案件、ただいま事務局のほうからご説明がございました。双方合意での書類提出となってございます。ご質問等はございませんか。
	(異議なし)
会長	ないようですので、認めてまいりたいと思います。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼します。それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。 申請番号1番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■の■■■様、譲受人は■■■の■■■様。申請地は■■■の田、面積1,766平方メートル。農地取得後の作目はミニトマト。農機具については、耕運機、田植機、管理機、トラックを各1台、コンバインを2台、トラクターを4台所有しています。申請農地取得後の経営面積は175,251平方メートル、農作業歴は15年、通作距離は1キロメートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 続きまして、申請番号2番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■の■■■様、譲受人は■■■の■■■様。申請地は■■■の田、面積982平方メートル。農地取得後の作目は飼料作物、野菜。農機具については、耕運機を1台、トラックを2台、農舎を99平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は982平方メートル、農作業歴は1年、通作距離は200メートル、農作業常時従事日数は350日となっています。 以上の2件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	議案第1号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地

	元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。 まず、申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくをお願いいたします。すいません。ごめんなさいね。しばらくだけ退室をお願いいたします。
事務局	それでは、担当の推進委員から、申請番号1番について特に問題ございませんということで聞いておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますのですが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、異議なしと認めさせていただきます。すいません。入室をお願いいたします。ご協力ありがとうございます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくをお願いいたします。
青木委員	先日、北内委員と■■■■さん宅へ行ってきました。この人は■■■■のほうから移住してきたんです。奥さんと小学生の子どもが2人、4人で■■■■へ移住してくれました。■■■■さんのほうは、ご主人は■■■■へ昔出られよって、■■■■さんがのうなってもう10年ぐらいになって空き家になっとなって、奥さんは■■■■のほうへ出られて、もう耕作されとらんところへ移住者が来て、鶏飼うたり家庭菜園、そういうものが好きだということで非常に期待しております。非常にいい案件やと思うております。以上、よろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましては、ただいま地元委員のほうから、すごくいい案件でございます、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますのですが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第1号につきましては、異議なしということで許可相当として処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、2件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第2号 農地法第4条許可申請について説明をいたします。議案書の4ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は1ページから4ページです。 申請者は■■■■の■■■■様、申請地は■■■■■■■■■■、田、2,848平方メートルです。旧町時代に農道整備をしている■■■■■■■■■■東に位置する第1種農地でございます。第1種農地には、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地と改良事業の施行区域内にある農地、そして生産性

	の高い良好な営農条件を備えた農地とありますが、この[]地域については10ヘクタール以上という広い集団的に存在する農地ということで、第1種農地となります。長年稲作を営んできましたが、周辺のほ場が作付をやめ、葎が生え耕作していない農地が増える中、申請地では作物を作っていたが、水路の塩分濃度が高くなってきたため盛土造成をし、後継者が定年退職するまでは農地を維持し、露地野菜等の作付けをして収益の向上を図るための一時転用でございます。一時的な転用の期間は最長3年間というルールとなっておりますが、前回、農地改良届を申請しており、その工事期間が令和7年3月31日で終了しておりましたので、工事期間はその続きからの3年間ということで令和10年3月31日までとなっております。雨水は申請地内にて自然浸透処理し、汚水はありません。土地改良区、水利組合、また隣接農地関係者等とも調整済みで、造成後も農地として利用するため、周辺に及ぼす影響はないということで同意が得られております。事業計画、被害防除計画等も妥当で、問題はないと思われます。 続きまして、申請番号2番、議案書資料は令和8年第2回農業委員会の農振地域用途区域の変更①と同内容のため省略させていただいております。 申請者は[]の[]様、申請地は[]、[]計2筆、田で3,303平方メートルでございます。[]から南に約100メートルの第1種農地です。変更後の利用目的は、仔牛の牛舎及び畜産倉庫の建築です。令和4年に申請地の南側に約1,920平方メートルの肥育牛用の牛舎を建設し、約120頭の成牛オリーブ牛を飼育しておりますが、手狭になり、新たに自己所有の[]に仔牛専用の牛舎を1棟、北側の[]に畜産用倉庫を1棟建設する変更が必要となり、転用するものでございます。5月の農業委員会でも説明をさせていただきましたが、住宅もなく仔牛の声で周辺に迷惑をかけることがないということもあり、当地を選定いたしました。雨水は[]に埋設されている排水側溝を設置し、既存の用水路に放水、また西側の用水路にも分水し排水する計画となっております。なお、牛舎の使用済みの敷もみ殻は2トン車にて[]地区の自己所有の糞尿処理場にこまめに搬送し処理しているため、汚水はなく、臭いなども発生しないということで、何の問題もないと思われます。事業計画、被害防除計画等も妥当で問題はないと思われます。 以上、2件については、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であることなどから、計画は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第2号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお伺いしたいと思っております。まず、申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
田中委員	この提出は2、3年前に1度出て、まだ埋立てが半分ぐらいしか埋め立てられてないので、引き続き申請ということになりました。別に問題ないと思

	います。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。申請番号1番については、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。続きまして、申請番号2番を議題といたしますが、申し訳ございません。しばらくの……。 それでは、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
安部委員	分かりました。先日、■■■■さんの息子さんと書類を照らし合わせた結果、今年で着工して来年に完成するということで、何ら問題はなかったと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第2号につきましても問題はないということで、許可相当として進達してまいりたいと思います。すいません。入室してください。 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、2件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案書は5ページのほうをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は令和8年第2回農業委員会の地域計画の変更①と同内容のため省略させていただいております。 貸し人は■■の■■■■様、借り手は息子さんで■■■■に住んでいる■■■■様でございます。申請地は■■■■■■■■■■、田、375平方メートル。■■■■■■■■■■から南へ約50メートルに位置する第3種農地でございます。転用の目的は分家住宅の建設です。実家は農家でございますが、祖父母、両親、兄弟の7人が暮らしており、その上に家族4人が同居するには狭く難しいため、将来的にもこども園、小中学校にも近い父所有の申請地に新築するものでございます。接道は少し狭いですが、建築基準法第42条第2項道路で2メートルのセットバックをし、利用するということが計画が出てきており、長尾土木と業者とも協議済みで問題はないと思われます。雨水はため桝に連結し農業用悪水路へ、汚水は合併浄化槽にて浄化し、ため桝を通じて農業用悪水路へ放流する計画となっております。土地改良区、水利組合、また隣接農地の関係者等とも同意が得られており、事業計画、被害防除計画等も妥当で問題はないと思われます。

	申請番号２番、議案書資料は令和７年度第７回農業委員会の地域計画変更②と同内容のため省略させていただいております。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■に支社を持つ■■■■で精密機械の部品製造などを行う■■■■、■■■■様。申請地は■■■■の田、962平方メートルのうち373平方メートルほか２筆、計３筆の568平方メートルでございます。所有者移転で、転用後の利用目的は太陽光発電設備用地でございます。平成29年に転用の許可後、令和２年３月10日に工事完了届により太陽光発電事業用地となっておりますが、周辺地の土地売買のため測量を行ったところ、一部農地への越境があり今般の申出となったもので、始末書も提出されております。 本申請については、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であること、また無断転用ではございますが、始末書等の提出がなされていることなどから、計画は適当であると思われます。よろしくをお願いいたします。
会長	議案第３号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたします。 まず、申請番号１番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくをお願いいたします。
砂川委員	前回も出とった案件ですが、ここはもう■■■■と■■■■の水利の最終の合流地点になる場所で、そのほかのもんは■■■■の■■■■とか■■■■があるすぐ隣になります。もう農地はここが最終の農地になるんで、もともとじゅるいところだったんですけど、それを宅地にするという話で、まあ良かったんじゃないかな、問題はないと思います。
会長	ありがとうございます。申請番号１番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号２番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくをお願いいたします。
田中委員	この案件ですが、昨年の８月に申請が出ておりまして、９月に、私、現場見に行っております。現場はもう太陽光発電と山となっておりますんで、もう何ら問題ないと思われます。
会長	ありがとうございます。申請番号２番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第３号につきましては、全て異議なしという

	ことで許可相当として進達してまいりたいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、2件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第4号 農地法第5条の規定による変更許可申請について説明をさせていただきます。議案書のほうは6ページをご覧ください。 申請番号1番と2番は関連がございますので、一緒に説明をさせていただきます。議案書資料は令和7年第11回農業委員会の地域計画変更①と同じ内容でございますので、省略をさせていただいております。 貸し人は■■■■の■■■■様、同じく貸し人2のほうが■■■■の■■■■様、借り人は■■■■で建設業を営む■■■■、■■■■様でございます。申請地は■■■■、田、716平方メートル。同じく、■■■■、田、977平方メートルのうち273平方メートルでございます。■■■■から■■■■を西へ約150メートル、■■■■の2方面に接する第2種農地で、転用の目的は施工ヤードと仮設道路です。この案件はそれぞれバイパス案件でございまして、1番のほうは8年2月19日付で、2番のほうは8年の5月18日付で転用の許可済みの案件でございます。工事延長のため期間を令和8年8月31日までとなっておったものを、令和9年3月31日までに変更するものでございます。雨水は既設水路に排出管を埋設し既設暗渠を経て既設水路へ放流、汚水の発生はありません。土地改良区、水利組合、また隣接農地関係者等とも調整済みでございます。また、事業計画、被害防除計画等も妥当で問題はないと思われます。 以上、2件の申請については、農地転用許可に係る立地条件と一般基準に適合し、計画は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第4号の事務局の説明がございました。申請番号1番、2番、関連がございましたので、一括してご審議を頂きたいと思いますので、地元委員の補足説明のほうも一括してよろしくお願いいたします。
松井委員	失礼します。先日、こちらのほう確認をしてきましたが、■■■■の■■■■が1月、■■■■の農地が4月のほうに案件で上がっていたものとなります。工事の延長に伴っての申請になりますので、特に問題はないと思われます。ご協議よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。議案第4号、申請番号1番、2番とも問題はなというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、許可相当として進達してまいりたいと思います。

	続きまして、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、今月20件の53筆でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第5号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、ご説明させていただきます。議案書は7ページから17ページになります。 今月は通常の貸借の申請に加え、所有権移転が2件ございます。 はじめに議案書の16ページから17ページ、申請番号19番から20番をご覧ください。こちらの申請につきましては、香川県農地機構を介して農地所有者から買受者へ農地を売買する農地機構売買事業の申請でございます。 はじめに申請番号19番、譲渡人は■■■■■、■■■■■様、譲受人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■■を含みます田5筆、畑1筆、面積は10,440平方メートルでございます。 続きまして、申請番号20番、譲渡人は公益財団法人香川県農地機構、譲受人は■■■■■、■■■■■様。申請地は■■■■■を含みます田5筆、畑1筆、面積は10,440平方メートルでございます。なお、今回の所有権移転を行うに当たり、所有者、買受者の同意も取れており、6月18日木曜日に地元農業委員、推進委員、事務局立会いの下、利用調整会議を開催していることを申し添えます。 それでは、議案書17ページの集計欄をご覧ください。合計を報告させていただきます。 使用貸借権の転貸18件41筆、先ほどの所有権移転も含めました総合計は20件53筆、合計面積は58,508.48平方メートルになります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	ただいま事務局の説明がございました。移転貸借を含めまして総合計20件の53筆、58,508.48平方メートルにつきまして、何かご異議、ご質問等はないでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、適当である旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第6号 非農地証明願について、1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼します。それでは、議案第6号 非農地証明願について説明いたします。議案書の18ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は5ページから7ページです。 申請人は■■■■■の■■■■■様、申請地は■■■■■ほか5筆の田畑、合計面積2,058.65平方メートル。■■■■■から約50メートル北に位置する農地で、第2種農地です。約20年前から管理できておらず、農地として復旧することが困難となったものであります。

	以上の申請については、農地としての復旧が見込めないため、非農地証明は適当であると思われます。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第6号の説明が終わりました。ご審議いただきたいと思いますが、地元委員の補足説明をよろしくようお願いいたします。
田中委員	これも先ほどありましたように、太陽光発電の近辺で、私も現場へ行きましたが、もう境目がさっぱり分からず山林化しております。前にもこれ浸食案件で出たと思うんですが、測量するたびにこういう案件が出てくるんじゃないかなと。非農地という件に関しましては、これもう山林化してますんで問題ないと思われます。以上です。
会長	ありがとうございました。議案第6号につきましても、地元委員のほうから問題はないというご回答を頂きました。 ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第6号につきしては、非農地として証明をいたしたいと思います。 続きまして、議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、更新が2件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、ご説明いたします。議案書19ページをご覧ください。今月は認定の更新が2件あります。 まず1件目は、■■■■■在住の■■■■■様で、目標営農類型は施設野菜のイチゴ栽培です。今後は施設設備の機械化を進め、作業の省力化、効率化を図り、作付面積の拡大を目指します。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は470万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。なお、■■■■■様のご住所は■■■■■でございますが、主たるほ場が本市の■■■■■地区にあるため、本市での認定となります。 続きまして2件目は、■■■■■在住の■■■■■様で、目標営農類型は水稻とレタス、ブロッコリーの栽培を中心とした複合経営です。今後も引き続き水稻とレタス、ブロッコリーの計画的作付を進め、規模を拡大し、作業の効率化により収量の安定を図ります。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は350万円、年間労働時間は1,800時間を目標とします。なお、年間所得水準について、市の基本構想では400万円が基準となっておりますが、地域の農業を担う認定農業者の少ないエリアにおいては、地域の農地の受皿としての役割を担う担い手としての意義を考慮し、基本構想のおおむね8割程度の基準を適用させていただく場合があり、本件はその基準を適用させていただいております。 なお、本計画の作成に当たっては、香川県の基本方針、市の基本構想に基

	づき、香川県東讃農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人様と協議を行った上で作成を行っております。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第7号の説明が終わりました。今月、更新2件でございますので、一括してご審議いただきたいと思います。先ほどご説明がございましたように、県、市、本人ともにお話しの上での書類提出となっております。 この件に関しまして、ご異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、適当と認められたことを答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第8号 青年等就農計画認定に係る意見聴取について、今月新規1件、変更1件でございます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。議案第8号 青年等就農計画認定に係る意見聴取についてご説明いたします。議案書20ページをご覧ください。 今月は、新たに就農予定で45歳までの新規就農者についての意見聴取1件と、令和7年4月に就農を開始された新規就農者の計画の変更1件についての意見聴取でございます。 まず1件目は新規就農の案件で、XXXXXXXXXX在住のXXXXXX様、40歳です。目標営農類型は、水稻とブロッコリー、ニンニクの栽培を中心とした複合経営です。XXXXXX様は、これまで会社勤めをされながら、父や認定農業者であるXXXXXX様、XXXXXX様の農業経営を手伝ってこられましたが、この度、会社を退職し、父の農業経営の一部を継承し、本格的に農業に従事されることとなりました。地元XXXXXXを拠点に、ご親族や担い手の高齢化で耕作が難しくなった農地を借り受け、経営規模を拡大し、経営の安定を目指します。経営開始予定は令和8年8月1日で、就農5年後の所得目標は240万円、年間労働時間は2,000時間を目標としております。 続きまして、2件目は計画変更の案件で、令和7年4月1日に農業経営を開始されたXXXXXXXXXX在住のXXXXXX様、28歳です。当初、ゴールドキウイの栽培を中心にキウイの本格的な収穫前の経営安定策として、水稻、青ネギ、ブロッコリーの栽培を計画しておりましたが、この度、新たにニンニクの栽培を追加し、多品目栽培を行うことで不作のリスクを回避し、経営の安定と所得の向上を目指します。就農開始から5年後の所得目標250万円、年間労働時間2,000時間の目標はそのまま維持します。 なお、本計画の作成に当たっては、ご本人様と協議を行い、香川県東讃農業改良普及センターの経営、栽培の各担当者に、収支計画を含めた事業計画の整合性、作付計画に無理がないかといった点について指導、助言を頂いており、年間農業所得につきましても市で定める基本構想の基準に適合しているものでございます。

	以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第8号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、申請番号1番につきましては新規の方でございますので、地元委員の補足説明を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。
松枝委員	それでは、説明をさせていただきます。先日、安富推進委員とともに〇〇さんとお会いをしまして、いろんなお話を聞きました。お父さんの経営をまず引き継ぐと、それによって今後、農業経営の規模の拡大を行っていきたいということでございます。〇〇さんとか近くの同年代の方のご指導も受けながら順次経営を拡大していきたいと意欲満々でございますので、今後育成すべき新規就農者と思われれます。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号、新規の案件に関しましては、ただいま地元委員のほうから補足説明を頂きました。 この案件に関しまして、ご異議等はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。新規の方で、先ほど補足説明の中でも、本当に前向きな姿勢をお持ちでいらっしゃるということでしたので、どうぞ皆様方、見守っていただけたらと思います。 続きまして、申請番号2番の変更でございますが、変更案件でございますので、もしご異議がなかったらお認めいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで適当と認められましたので、異議のない旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第9号 地域計画変更申出に係る意見聴取について、2件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第9号 地域計画変更申出について説明をいたします。議案書の21ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は8ページから12ページでございます。 土地の所有者は東かがわ市〇〇の〇〇様、転用事業者は同じく〇〇の〇〇、〇〇、〇〇様でございます。申出地は〇〇、畑で1,021平方メートルでございます。転用の目的は車両置き場で、借り手の経営規模拡大に伴うものでございます。 申請番号2番、議案書資料は13ページから16ページでございます。 土地の所有者は〇〇の〇〇様、申出地は〇〇、田、265平方メートルでございます。転用の目的は、所有者自宅のすぐ北側にあります農地に物置を設置したいということでの転用でございます。 以上、2件、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
会長	議案第9号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の

	補足説明を頂きたいと思います。 まず、申請番号1番を議題といたします。よろしくお願いします。
山本委員	失礼します。[REDACTED]、畑地とありますが、実はちょっと前までは雑種地登録で、今回こういうふうに移用されて良かったなと皆さん喜んでおります。特に問題はありません。以上です。
会長	ありがとうございました。申請番号1番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いします。
田中委員	今回、田んぼを宅地変更を変えて、母屋のほうにも荷物が多くなったので、そこに納屋を建てて、物置を建てて増設ということです。別に問題はないと思います。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第9号につきましては、異議なしということで認めてまいりたいと思います。 日程第2につきましては、全ての議案、皆様方のご協力を頂きましてご審議が滞りなく終わりました。 続きまして、日程第3、その他、8月の農業委員会について、事務局よりお願いいたします。
事務局	来月8月の農業委員会の日程については、8月20日の木曜日13時30分から同じ会場、ここの市役所3階大会議室で開催いたします。よろしくお願いします。その後、引き続きまして、農地パトロールの研修のほうがありますので、併せてご出席のほどよろしくお願いいたします。
会長	8月の農業委員会につきましては、8月20日木曜日13時30分、本会議場で開催するということと、あとその後、農地パトロールにつきましてご説明等もございますので、稲刈り等で収穫作業に追われて大変お忙しい時期だろうと思いますが、案件もご審議いただきたいと思いますので、日程のほう、どうぞよろしくご都合をつけていただいてご出席のほうを承りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 ほかに事務局、ございませんか。

	(「なし」の声あり)
会長	ないようでしたら、本会を閉会してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、職代のほうからよろしくお願いします。
会長職務 代理人	～会長職務代理人あいさつ～